

# 軍事研究と学問の自由について

## —日本学術会議の声明を支持する立場から—

池 内 了

総合研究大学院大学名誉教授 〈京都府京都市西京区〉

e-mail: ikeuchisr@soken.ac.jp

2017年3月に日本学術会議から発出された「軍事的安全保障研究に関する声明」は、近年、大学等における軍事的安全保障研究（つまり軍事研究）が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることを認識し、防衛装備庁が創設した「安全保障技術研究推進制度」に慎重であるべきことを述べている。本稿では、この声明の根幹をなす「学問の自由」とはいかなる条件の下で充足されるかについて議論する。「学問の自由」とは、単に学問研究が無制限に研究者の自由に委ねられているものではなく、学問の自主性・自律性・公開性が保証され、権力の介入がないという条件が満たされねばならず、そのためには科学者個人と科学コミュニティとしての責任と倫理規範を鍛える必要があることを強調したい。これは政治的主張ではなく、学問研究をいかに進めるべきかの科学研究者としての覚悟を問うているのであり、学問研究に従事する人間として当然答えることが求められる問いかけなのである。

### 日本学術会議の声明と学問の自由

2017年3月に発出された日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」には、「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、軍事的安全保障研究が学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という認識を表明している。防衛装備庁が創設した「安全保障技術研究推進制度」（以下、推進制度と記載する）が大学等の研究者への軍事的安全保障研究（軍事研究のことである）の誘いであり、これに安易に乗ることは学問の自由や学術の健全な発展の阻害になりかねないと懸念しての声明なのである。過去の日本において、科学者コミュニティが戦争協力で奔走し、世界の平和や人類の幸福という科学研究の原点を踏み外したことへの反省が背景にあり、再び科学者コミュニティが同じ間違いを犯さないために、科学者としてどう行動すべきかを検討した結果と言え

るだろう。

そこでは「科学者コミュニティが追及すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである」と規定している。これについては、日本天文学会の会員である諸君は同意するであろう。単に自分の楽しみのための科学研究は切手集めと同じ趣味の範疇に過ぎず、「社会からの負託に応える」ことを通じて研究活動が社会とつながるのであり、それはまた科学研究のための資金が社会から保証されていることを当然とする根拠にもなっている。科学研究は個人に閉じた営みではなく社会的な行為であり、科学者は社会との接点を考えながら研究を行うことを求められているのである。

その観点から、「学問の自由」が持つ意味やその成立条件を考えねばならない。それを抜きにして学問の自由を安易に主張できないはずである。私が考える（「声明」の立場でもある）学問の自

由とは、

- ・研究の自主性（誰にも強制されない）・自律性（自分ですべてが決定できる）・研究成果の公開性（自分の自由意志で成果を公開できる）が保証されていること、

と定義できるだろう。研究という営み（教育も含まれる）が、研究者自身の自由意志で行われなければ学問の自由があると言えないからだ。

それとともに、もう一つ重要な条件がある。それは

- ・研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府（権力）による研究活動への介入がないこと、

である。権力は、常に人を支配して従わせようという習性を持っている。自分の意のままに人を統御することで権力を行使しやすくし、それによって権力者が安心できることになるからだ。そのために、権力は研究がどのような方向性をもっているか（自分に歯向かわないか）を把握したいと考え、研究成果を監視し、時に秘密にしてしまうこともある。

人間の行為には関係しない天文学研究にはそんな恐れはないと思うかもしれないが、軍事研究のテーマとして天文学に関連する課題もあることを考えれば、それは杞憂ではないことがわかるだろう。軍事研究につながるテーマは権力が最も知りたがるものであり、秘密のまま占有したいと望んでいると推測できる。自分の研究はそんなに大げさなものではないと言うなら、軍事研究に携わることを拒否すべきなのである。

権力者が学問を支配下におくために採る手段は、権力に迎合した研究を強いることで、その最も単純な方法は研究費をコントロールすることである。研究者は研究費がなければ何もできないから、研究費の餌を見せつけられると自然に権力者に尻尾を振って研究費にありつこうとする。さて、そんな状況で学問の自由があると言えるだろうか？ 面従腹背で、表向き権力者に協力する顔をして研究費をせしめ、実際には自分が進めたい

研究をすればよい、と思うかもしれない（戦前の研究者たちが使った方法である）。しかしながら、研究者管理が厳しくなった現在においては不可能であり、むしろ研究者が権力者の意図を忖度して、先取りしていくことになるほうが可能性としては高い。研究ができない環境より、何であれ研究ができる環境を選ぶのが研究者であるからだ。学問の自由を守るのにはよほどの覚悟が必要なのである。

## 「学問の自由」は天賦の権利ではない

実は、第二次世界大戦終了までの日本においては、学問の自由はなかった。「国家の要請」が第一に要求され、個人の自由意思は二次であったからだ。政府（権力者）が学問研究に介入したり、あるいは研究者の学説に攻撃を加えたりして沈黙させ、学者の職から追放したことがたびたびあったように、学問の方向性への干渉は当然とされた。科学や技術の分野では、富国強兵に貢献する分野が優遇されたし、戦争が始まってからは戦時動員で軍事研究を行うことが自明とされ、科学者も唯々諾々として軍事研究に協力していった。戦後になっても科学者から軍事協力をしたことを反省する言葉をほとんど聞かないのは、国家や軍に協力することを当然として、それへの疑問すら抱かなかったためと思われる。

その反省もあって、戦後の新しい日本国憲法の第23条に「学問の自由は、これを保障する」と書き込まれることになった。この条項は「大学の自治」の保障とセットになっていると考えるべきで、学問の方向性は個人の意思のみではなく、学問の教育・研究を行う大学としても自主的・自律的に決定できねばならないことを含意している。

この日本国憲法には、第19条で思想及び良心の自由、第20条で信教の自由、第21条で言論、出版その他一切の表現の自由、第22条で居住、移転及び職業選択の自由、を保障しているが、それらの条項に先立つ第12条に、

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う、

と宣せられていることに留意しなければならない。「学問の自由」も含めてさまざまな自由は、天賦の権利ではなく、国民の努力・節度・責任があってこそその権利であることを強調しているのである。学問の自由を口実にして軍事研究を行うことは、自由の権利の蹂躪ではないだろうか。私たちは、この憲法第12条の言うところをしっかりと噛み締めなければならない。

## 「安全保障技術研究推進制度」の問題点

この制度についての詳しい紹介は不要だろう。要するに、「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎技術を公募・委託する」との「制度の趣旨」がすべてを語っている。防衛装備庁としては、将来の軍事装備品の開発を行うため、出発の段階でのアイデアや提案を求めているのである。だから、研究者にとって自分の提案がどのように軍事装備品として応用されていくかわからない。善なる想いで提案したのだが、自分の意向とは関係なく、戦争に使われるという悪なる展開となってしまう可能性が高いのである。

といっても、必ずしもすべてが採用されるわけではない。現実性がなくアイデア倒れになったり、経費がかかり過ぎて実用に適さなかったり、いざ本格的に開発しようとしても実際に機能しなかったり、というようなものがあるからだ。さらに、現在の段階では、研究者の意向を汲み取って採択した提案に口を出さず、軍事装備品への転用は行わないだろう。軍事研究とは関係しないという実績を積んで、研究者の警戒を解く必要があるからだ。

そのために、2018年度の公募要領の「制度の

趣旨」には、「先進的な民生技術についての基礎研究を対象としている」との文言まで入れている。この文言を言い訳にして応募している研究者も多い。純粹の民生技術の開発のために資金が提供されているのだからいいではないか、というわけである。

しかし、防衛省がわざわざ学術振興会の科研費と同じ競争的資金制度を創るはずがない、何か裏があるのではないかと考えるのが常識というものである。そもそも各省庁は、その省庁に課せられた任務に適合した項目について予算を組み執行すべきことが法律によって定められている。防衛省が、純粹の基礎研究のための経費を予算化することはあり得ないのだ。そこに別の意図（将来の軍事装備品の開発に活かすため＝軍事的安全保障研究推進のため＝軍事研究のため）があるのが当然だろう。

おそらく、この制度が定着して、研究者の多くが応募することに慣れ、この資金に頼ることが当たり前になった段階となると、状況は変わってくることは確実だと思われる。このことは、公開性や秘密保護法との関係などについても言える。そのことが予測できるのが、2017年度からの公募要領に「本制度のポイント」として、

- ・受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
- ・特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
- ・研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。
- ・プログラムオフィサーが研究内容に介入することはありません。

という4項目の「ありません」事項を明記するようになったことである。

研究者が推進制度に抱く不安要因は、成果の公開の自由の問題、特定秘密保護法との関連、PO（プログラムオフィサー）の研究への介入の懸念であり、装備庁として「心配ありませんよ」と呼

びかけているのである。わざわざこのような問題について、弁解じみた文言を並べるのはかえって胡散臭いと考えべきだろう。しかし、そのまま鵜呑みにする大学や研究者もいる（というより、何やら怪しいが、そのまま信用したふりをしておこうというのだろう）。

再度言うのだが、研究者の警戒を解くために、装備庁は制度が定着するまでは、公開を保証し、秘密保護法には関係しないと言い、POは干渉を控える、と明言する作戦に出ているのである。ところが実際のところは、公開前には研究者はPOに必ず届け出なければならぬし、秘密保護指定を行う権限をもつ防衛省だから、いつ何時その約束を反故にするかわからないし、研究者とPOの二人だけの関係のことだからどうとでも言える。これらの「ありません」事項は空約束になる可能性が高いのだ。

さらに、制度が定着して研究者がこの資金に頼らざるをえない状況になれば、制度の運用は確実に変わっていくことは確かである。軍事装備品の開発に絡むと、軍事機密となる可能性が高く、当然自由な研究発表は許されなくなり、秘密保護法の縛りが入ってくるだろう。POもそのような方向で研究者に圧力をかけるようになっていくのにも目に見えている。実際、公募要領には「**防衛装備庁の担当者として、POが研究の進捗管理を実施しますので、協力をお願いします。POが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています**」と書かれており、POがいつでも研究内容に介入できる余地を残しているのである。

そういう事態になったときに、この制度から手を引けばいいと思っているかもしれないが、この制度による研究資金を頼ることが当たり前になっていると、そうはいかない。一気に研究費のない状態に戻ることができないからだ。それよりも、もはやこの資金は当然期待できるものとして、手

を引くことができなくなっているだろう。そして、むしろ心情的に軍事研究に深入りするようになり、より効率的な軍事装備品の開発という思考になっていくと思われる。人間には同調意識があり、協力を続けているうちに、それに同調して知らず知らずのうちに、より「良い」軍事装備品に仕立てたいという心情になっていくからだ。そのような時代の研究者は、もっぱら軍事開発を考えるようになってしまわないだろうか。

ここで強調したいのは、まだ大学等における軍事研究が本格化していない今、自分の科学研究の原点を再確認し、軍事研究への誘惑を断つ覚悟をしておくことが大切であるということなのである。

## 「学問の自由」の権利を損ねないために

先に見たように、憲法第12条が保証する自由や権利には、

- ・ 不断の努力によって保持すべきこと、
  - ・ 濫用してはならないこと、
  - ・ 公共の福祉のために利用する責任を負うこと、
- が伴うことが述べられている。天賦の権利ではなく、野放図に使うべきものではなく、人々の幸福のために利用する責任がある、というわけだ。

「学問の自由」にもこのことが求められている。言い換えると、軍事的安全保障研究（軍事研究）に対して、「学問の自由」論で安易にこれを許容する前に

- ・ 研究の自主性・自律性・公開性が担保されなければならないか、
- ・ 政府による研究活動への介入を招く可能性はないか、

をじっくり吟味しなければならない。先に「推進制度の問題点」に書いたように、防衛装備庁が求めているのは、将来軍事装備品に適用できる基礎技術である。それこそが防衛省の設置目的に合致した予算設定なのだから。

現実には研究成果が軍事装備品開発のために使われるとなれば、まず公開の自由が保証されなくな

ることは確実である。軍事装備に技術のノウハウの秘密があるからこそ有効に活かせるからだ。また、研究者にとっては、自分が考案した研究結果がどのように使われるかを自立的に決めることができなくなる。それによって悲惨な結果がもたらされた場合、それは「使った軍人が悪い」ので、「考案した自分には罪はない」と澄ましておられるだろうか。少なくとも、アイデアを提案した研究者には道義的責任は生ずるであろうし、その責任を自覚して、そのような使われ方をして欲しくないと言いつけるのが科学者としての社会的責任であるだろう。「学問の自由」は、「戦争に手を貸す自由」と結びついてはならないのである。

「政府による研究活動への介入」とは、直接的には防衛装備庁の職員であるPOによる研究活動への介入のことを意味する。先に書いたように、POは「研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行う」としており、研究活動への介入を露骨に明記している。これによって、研究の自主性が阻害され、方向性が曲げられることになる。また、委託研究が終わっても「フォローアップ事業」への協力が求められ、まったく自由な状況になるわけではない。そのような拘束される（干渉を受ける）余地を残して、果たして「学問の自由」が満たされるのであろうか。

産学共同だって、公開は自由ではないし、POがついて研究に干渉することがあるから、そう目くじらを立てることはない、という意見もあるだろう。しかし、そのような産学共同は健全ではないことを自覚しておくべきである。公開条件に制限されて、ちゃんとした研究論文の発表が遅らされ、記者発表のほうが先になったり、簡単に追試できない短い論文でお茶を濁したり、という現在の産学共同の状況は学問の論理とは背馳しているからだ。

とはいえ、先に特許権を押さえておきたいとか、商品化の独占状態を保っておきたいという企業側の要求も無視できない。そのような利益を求

めて産学共同の研究経費を企業が拠出するのだから、学問の論理だけを押し通すことは無理であるだろう。また、POが特許を取れるための条件を口実にして、研究内容や研究計画に介入してくることを一概に拒否できないことも理解できる。

しかし、産学共同は基本的に特許（財産権）の取得が目標であり、そのために成果の公開はどの程度まで制限されるか（特許を取ると、逆に全面公開することが推奨される）について企業側と研究者は交渉できるし、契約書にも記述できる。交渉によって契約内容が詰められる、これが軍学共同と産学共同が決定的に異なる側面である。この点が、公開とPO問題に関して軍学共同と産学共同が根本的に異なっていることを意識しておかねばならない。

ここで縷々書いたことは、安易な「学問の自由」の主張が、結果的に「学問の自由」を損ねることになるということである。そうならないよう心しておかねばならない。そのための研究者個人として、そして科学コミュニティとしての倫理規範を以下で考えてみたい。

## 研究者個人としての自己点検

私が最初に科学研究者に求めたい倫理規範として、**科学者は社会的立場から言えばエリートであり、ノーブレスオブリージ（恵まれた地位に伴う道徳的・精神的義務）を求められている**ということである。言い換えれば、科学者は社会から自由度の高い地位が保証されており（その活動に税金が支払われている）、社会から負託された健全な科学研究を行う社会的責任を負っているということだ。これをアカウントビリティと呼ぶことがあるが、私は社会と科学者が結ぶ「暗黙の倫理契約」であると思っている。それがあからこそ、社会は科学者に誠実に職務を全うして欲しいと求めることができるし、科学者は社会に対して研究予算の増加を求めることができる。このような互惠関係の中で科学者は生きていることを忘れては

ならない。

そのような視点から軍事的安全保障研究の誘いを前にして、学問研究に従事する科学者の立場の自分に、以下のような問いかけをしてみる必要があるのではないだろうか。

**(1) 科学研究者の原点として、誰のための、何のための学問研究であるか、を常に問いかけているか？**

もちろん、個人としての好奇心や探究心が研究の背景にあり、向学心を満たすために勉強を続けて研究者としての道に入った。しかし、研究は個人の営みに閉じず、社会と結びついている。世界の破壊や戦争のための学問ではなく、人類の幸福や世界の平和につながるものでありたい、と科学者誰もが願っているのではないだろうか。

**(2) 自分が現に行っていること、行おうとしていることが、そのような原点を踏み外していないかの点検を行っているか？**

自分の好奇心の赴くままの研究活動が、結局特定の国家のためのものであったり、軍事力の増強のために力添えするものであったり、単に研究費を稼ぐためのものであったりしていないか、をじっくり考えることである。自分の好奇心だけのためであったら切手集めと同じなのだが、むしろ切手集めのほうが人間に被害を与えることがないだけいいのかもしれない。研究がいささかでも社会と関連するからこそ社会から研究資金が得られていることを考えれば、社会に危害を与えるような軍事研究に堕していないかをチェックすることは、科学研究者としての義務であると言えよう。

**(3) 自分の研究行為が、他の国や、他の大学や、他の研究者がやっているから自分もするのではなく、自分としての選択の結果であることを常に確認しているか？**

私たちは、ついみんながやっているから自分もやってよい、どうせ他の誰かがやるのだから自分がやっても同じことだ、という言い訳をして、悪であるとわかっているにもかかわらず手を染めることがある。

軍事研究は悪であるとわかっているにもかかわらず、研究費を稼ぐためには仕方がないという科学者もいるだろう。しかし、それは個人の逃げ口上に過ぎない。軍事研究の結果として、多大な被害を人に与えるかもしれないことに想いを広げるべきなのである。それこそが社会とともに生きる人間の義務なのではないだろうか。

学問の自由との関係でいえば、自分の研究が自主性・自律性・公開性を担保するものであり、政府の介入を招かないこと、この2つの観点を幅広く点検することが科学者個人個人に求められていると言える。

## 科学者コミュニティとしての議論の必要性

個人だけの倫理的点検は不十分であることは自明であろう。人間は、一般に自分のことになると判断が甘くなり、口先だけの自己主張に留まることが多いためである。また、すべてを万全に考えたか問われれば自信がなく、そのこともあって責任を持って主張しないということになる。しかも、倫理的考察は個人に閉じるものではなく、多くの人間が共有し、互いに認め合う規範となることによって、広い場で共通事項として通用することになる。倫理は法ではなく、それぞれの人間が承認し、受け入れ、共同で守る規範となることで、社会的常識となるのである。

科学研究者は、一般に何らかのアカデミアである組織に属し、科学コミュニティの一員である。もちろん、同じ分野の人間が少ないため共通の話題に欠けるような場合もあるが、軍事研究にどう対応するかというような一般的なテーマであれば、科学コミュニティとして議論は成り立つだろう。さらに言えば、軍事研究に関する共通認識を醸成するためにも、集団的な議論の場を設定することが望ましいのである。

そうすれば、さまざまな意見を聞いて自分の考えを見直す機会とすることができるし、幅広い

観点からの意見が出てよい知恵が見つかるということがある。関連して、軍事研究のこののみならず、研究費不足の問題や大学改革の進め方問題などを通して、大学の置かれた状況を把握し、研究者同士が互いに助け合う方策が見つかるかもしれない。孤立した科学者の集団では競争意識ばかりが強くなり、結局分断された科学コミュニティでしかなくなってしまう。やはり、科学コミュニティが社会から負託された科学研究者としての社会的責任を、客観的に点検・評価すべきなのではないだろうか。

特に「軍事的安全保障研究」制度についての組織としての方針は、京都大学と名古屋大学が「軍事研究を行わないことを決めた」というような報道が大きくなされるように、大学等の研究機関の動向を社会は注視している。そのような組織の一員としてしかるべき意見を出していくことは、大学などのアカデミアの社会的義務と言える。

実際、推進制度に対して大学からの応募が減少しているのは、多くの大学が議論し応募しないと公表したことが影響していると思われる。逆に、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や物質・材料研究機構などが積極的に軍事研究に乗り出していることを見れば、こんなことでいいのだろうか、日本の学問の将来を危機に陥れるのではないかと危惧する要素にもなる。科学コミュニティの動きが社会的に注目を浴びるのは、科学の内実が知られるという意味で歓迎すべきことと言える。実際に大学や公的研究機関が軍事研究に対してどのような態度を採っているかが見えることによって、これらの組織の見識を知ることができるからだ。

言い換えれば、大学等が組織としてきちんとした方針を公表することによって、社会から負託された責務についての説明責任を果たすことになるのである。

現在、大学や研究機関に対する社会的圧力が強まっている。具体的には、科研費のテーマに対する攻撃（日本の歴史の汚点を調査することが非難

の対象になっている）、国立の機関は国の意向に従うべきとの圧力（国旗・日の丸問題に止まらず、教育内容にまで干渉されている）、予算を通じての文科省の「指導」（恣意的な評価に基づくランク付けが予算配分に反映され、文科省に従わなければやっていけない状況にある）の問題がある。それらのみならず、社会（政府、文科省、他大学、市民、特定の集団など）からの、批判・意見・評価・恫喝・誘惑・同調圧力・忖度の誘い・根拠なき告発などが大学に寄せられている。

これらの外圧に黙って従ったり右往左往したりするのではなく、組織としての異論・反論・正論を含めた共通見解を持っておくことが必要である。それは「公共財としての知」を創造・継承をする大学や研究機関としての社会的義務であり、それが社会に芯を通すことになるのではないかと思う。

そのような組織の構成員が個人の「学問の自由」だけを主張してバラバラであれば、組織としての見解や見識が示せないままになってしまうだろう。その結果として大学等の研究機関が単なる大政翼賛の組織となって「学問の自由」が破壊されかねない。

再度繰り返すが、「学問の自由」は天授（神授）の権利ではなく、個人・科学者集団・大学等の組織それぞれが、自覚した決意と行動によって守り実践する意思がなければ、取り崩されていくものなのである。

## On the Relation between Military Researches and Academic Freedom

Satoru IKEUCHI

*Emeritus Professor of Graduate University for Advanced Studies*

Abstract: The problem of military researches in universities and national research institutes is discussed in relation to the academic freedom based upon the Japanese Constitution and Statement of Science Counsel of Japan.